

## 生涯学習教材としての映画 - 『十二人の怒れる男』

岡田 龍樹

はじめに

映画『十二人の怒れる男』(1)は1957年アメリカで公開された12人の陪審員によるディスカッション・ドラマである。法廷ものの古典として評価の高い作品であり、ベルリン国際映画祭で金熊賞を受賞している。名優ヘンリー・フォンダ(陪審員第8番)を主役とする12人の陪審員によって、18歳の少年容疑者の殺人事件について評決するための議論が、全編ほぼ1室を舞台に移動することなく展開される。

もともと1954年にアメリカCBSのテレビドラマとして放送され、大好評を博し、1958年には舞台劇となり、さらに1997年ジャック・レモンを主人公にテレビ・ムービーとしてリメイクされた。

わが国では、1959(昭和34)年に封切りされ、「キネマ旬報」やブルーリボン賞外国作品賞で第一位となり、日本の演劇界に大きな影響を与えるとともに(芳賀,p.217)、日本のテレビドラマが独自の表現方法を形成していく上で、重要な道標の役をはたした(平原,p.61)。封切り後まもなくローズの台本が翻訳され舞台劇として繰り返し上演されるが、脚本家三谷幸喜は『12人の優しい日本人』というタイトルで、同じ陪審員による密室劇でありながらコメディに作り替えて1990(平成2)年に初演している(足立,pp.94-95)。これも翌年、中原俊監督によって映画化されている(2)。

### 1. 裁判員制度の導入と関わって

わが国では司法制度改革のひとつとして、2004(平成16)年5月28日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布され、5年以内、すなわち2009(平成21)年5月までに裁判員制度が実施される予定となっている。

2005年2月に行われた「裁判員制度に関する世論調査」(3)では、「知っている」とする人の割合が71.5%に達している一方で、裁判の制度や裁判の手続、判決などに対しては「関心がない」とする人の割合が46.2%とほぼ半数を占めている。このことから裁判員制度が導入されることを聞き知ってはいるが、自分自身がどのように関わることになるのか実際のところがよくわからないといった現状が見取れる。

本稿で映画『十二人の怒れる男』を学びの材料として取り上げた理由のひとつもここにある。法務省と最高裁判所、日本弁護士連合会は、タウンミーティングやホームページによって、

裁判員制度の理解に努めているが、さらに文部科学省との連携により社会教育を活用した教育・啓発活動の推進を図っている(教育委員会宛通知「社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進について」)。社会教育の現場ではこれに添って、「現代的課題の学習として、公民館等での学習メニューに「裁判員制度」の学習を加え」、「『出前講座方式』『ロールプレー』『裁判所の見学』などいままでの社会教育に蓄積された手法を生かそう」という試みもある(『社会教育』編集部)

『十二人の怒れる男』は、そうした教育・啓発活動に直接的に役立つというよりは、芸術作品の鑑賞を通じて、裁判員制度への関心の入り口として格好の題材となりうる(4)。さらには、後述するように、映画を楽しみながら、裁判員として裁判に参加すること自体が実は成人にとっての学習となることを教えてくれる。

レジナルド・ローズは、実際にニューヨーク地方裁判所で殺人事件の陪審員を経験したことをきっかけとして『十二人の怒れる男』の脚本を書いた。初めての陪審員経験は「強烈な印象」を残し、その1ヶ月後には脚本を書き始めたのだ(ローズ,p.2)。陪審員の経験はアメリカ人にとっても衝撃的なものなのである。ハリウッドで法廷ものといわれる作品が数多く制作されるのは、陪審員制度の存在と無縁ではない。犯罪には自分自身が照らし出され、自己省察を迫る、人間に共通した生の本質があるのだ。映画評論家の飯島正は「見ているあいだはぼくたちもロウズの感じたことを、おそらくそのままに感じたという気がする」と感想を述べ、「これがこの映画のもっとも尊重すべき点である」(p.77)と評価している。陪審員室での経験は、人を裁くことに関わるという点において、成人にとって密度の濃いものであり、緊張と葛藤が要求される。また、そうしたある意味「苦役」と感じられるものでない限り、被告人は報われない。

ところで、わが国に導入が予定されている「裁判員制度」と「陪審員制度」は同じものではない。裁判員制度においては、「被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)決定する(評決)」。評決は、多数決により行われるが、「裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要」とされている(5)。裁判員の数は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の第2条2項に合議体の員数として定められており、原則として「裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とし、裁判官のうち1人を裁判長とする」となっている。この員数は裁判員制度において「最も関心を集めた論点」であったようで、陪審員制度に出来るだけ近づけたいとする日弁連は、「裁判官の数は1~2人、裁判員の数は9~11人」と裁判員の員数を多くすることを主張していたようである(三井ほか,pp.8-9)

わが国にも過去において「陪審員制度」は存在し、実施されていた。日弁連によると(6)、1928年(昭和3年)から陪審法が施行されている。陪審員は、直接国税3円以上を納める日本国民の男子から無作為抽出で選ばれた12人で構成され、被告人が否認している重罪事件が対象であった。陪審員の結論に、裁判官は法律上拘束されず、審理のやり直しを命じることも出来た点で、『十二人の怒れる男』に描かれたアメリカの陪審員制度とは異なっている。この法律の下で484件の陪審裁判が行われたが、1943年陪審法は停止される。しかし、陪審法は、「廃止」

ではなく「停止」となっていて、現在でも、効力が停止されたまま法律としては生きている。  
映画の中では、裁判官は冒頭次のように述べる。

諸君は 証言や -  
本件に適用される 法律を聞いた  
後はウソと事実を 見分けるのが仕事だ  
1人が死に もう1人が裁かれる  
被告人の有罪に 疑いがあれば -  
それが妥当な疑いなら 評決は無罪である  
しかし 妥当な 疑問がない場合には -  
有罪となる  
いずれにせよ 評決は全員一致であること  
そして評決が有罪の場合 -  
裁判所は情状を酌量しない  
当然 死刑の宣告となる  
だから諸君の責任は重大だ(7)

舞台となったニューヨーク市では 1950年代は一級殺人に死刑が適用されていたが、現在は死刑が禁じられて、最高刑は終身刑となっている(ローズ,p.11)

映画では、評決が全員一致であること、有罪は死刑であり陪審員の評決がそのまま刑の執行になることが前提となっており、陪審員たちの緊張をいや増している。この緊張はローズの実体験であり、体験にもとづいて彼は脚本執筆に当たって、陪審室で決定的な重みを持っていた4つの要素を盛り込もうとした(ローズ,p.4)。

- A それぞれの陪審員に記憶され理解された証拠(この相違は信じがたいほどだった)
- B 生か死かという状況に於ける陪審員相互の関係
- C 各陪審員の感情的なパターン
- D 気候、時間、居心地悪い室内など物理的な問題。

映画においては、これらが劇的な効果をあげている。

わが国が導入をめざす裁判員制度は、裁判官と一緒に議論する点で、陪審員制度と大きく異なっているが、5年後裁判員として選ばれた日本人も、ローズの経験したこれら4つの要素を経験することになるのではないだろうか。証拠書類や、証人や被告人への質問は、裁判員によって解釈されなければならない。公判に立ち会って同じ出来事を前にしていても、理解のされようはことなる。黒澤明監督が『羅生門』で描いて見せたように、裁判員制度の対象となる事

件は、法律の第2条1項に定められているように「1死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、2裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」とされている。生か死かという判断を迫られる場合が当然のことである。そして、多様な生活経験を持つ成人は感情の表出の仕方も当然異なるであろうし、生活背景の違いは拘束される時間と空間に違った意味を与えるであろう。「ドラマを成立させるための要素」や「作品としての動機」(芳賀,p.206)として追求されたものは、学習の課題でもあるのだ。

そうした意味でも、『十二人の怒れる男』は、多くの学ぶべき要素を備えていると言える。

## 2. 映画の展開と登場人物

さて、この映画は父親殺しの犯人として逮捕された18歳の少年の裁判の評決を出すために、12人の男たちが陪審員室にこもり、ときには感情むき出しになって議論をし、フラッシュバックもなくほぼリアルタイムで進行していき、全員一致の評決に辿りつくというストーリーである。

法廷から出てきた陪審員たちは、当初8番をのぞいて全員が入った有罪は確実だと思っていた。そこで、「投票しよう それで帰れるかもしれん」(7番)ということで、すぐに挙手による投票になる。8番だけが無罪に手を挙げ、「やれやれ いつも1人いる」(10番)というため息とともにドラマははじまり、評議の中で次第に無罪派が増えていき、最終的に全員無罪に同意することになる。

結末は観客の予想通りであり、どんでん返しはない。あくまでも議論のプロセスを見せる作りになっている。

少年親子はニューヨークのスラム街に住んでいる設定で、そのことが陪審員たちの偏見をさらけ出させ、感情を揺さぶることになる。このことが生涯学習の教材という視点から、成人の学習として考えるべきテーマとして抽出されよう。

12人全員が男性の白人という点は、時代の制約であろうか。

ローズは脚本を作るに当たって、登場人物の性格の特徴を設定している。登場人物はすべて番号で記されており、固有名詞としての名前は与えられていない。映画でも同様であるが、最後に裁判所から出てきた8番と9番が名乗り合い握手するシーンある。役名が知れるのはこの2人のみである。評議の途中休憩に、陪審員室につながったトイレの中で「いい連中だ」(6番)「普通の人たちだよ」(8番)という会話があるように、登場人物は市井の人がたまたま選ばれて集まっていることが前提となっている。映画に登場する俳優から受ける印象とは若干ずれているように感じられるが、このあと5人の陪審員について発言を追いながら学習の課題を求めていくために、ローズによる人物設定(ローズ,pp.15-19; Rose,pp.1-3)と映画の中での位置づ

け確認しておこう。括弧内は俳優名である。

8番(ヘンリー・フォンダ)

物静かで、思慮深く、おだやかな男。どの疑問もあらゆる角度から検討し、常に真実を追究する。彼は他者に対する深い思いやりを持った強い男である。何よりも重要なのは、正義が行われることを望み、そのためには敢えて闘う男であることである。

- この映画の主人公である。たとえ無罪の確証がなくても陪審員が被告のために時間をかけて評議することは重要であると説き、冷静に話し合いをひっぱっていく。

3番(リー・J・コップ)

非常に遅しく、迫力があり、自分の意見に確信を持っており、時には残酷になることを楽しんでいるふしもみえる。そしてユーモアのセンスがなく、自分以外の他の意見を受け入れることが出来ず、自分の希望なり意見を人に押しつけようとする。

- ひとり息子との確執を引きずり、被告の親子関係に投影している。そのことに自覚はあるが、自分を納得させることができない。有罪派の最後の1人となる。

9番(ジョセフ・スィーニー)

おだやかな老人。はるか以前に人生の敗北者となり、今はただ死を待つのみ。彼は自分の現状をよく認識しており、過ぎ去った長い年月のかけにかくれることなく、勇気を持って行動できるだけの若さがあればと思っている。

- 被告のために時間をかけるべきだとする8番の態度に好意を持ち、最初は無罪へと転向する。老人の証人の心情を忖度する。証言の不確実性を見出そうとし、最後に観察力の鋭さを発揮し、無罪へのため押しとなる発見をする。

10番(エド・ベグリー)

怒りっぽい不愉快な男で、出会う人間すべてを敵に回してしまう。外国人を毛嫌いし、自分以外の人間の人生に何の価値も認めていない。彼の過去は全くの無であり、将来も何もないだろうという男で、彼自身も無意識にそれを感じている。

- 自分自身の狭隘な偏見に気づかされる。自分の汚く弱い部分を衆目にさらすことになり、ある意味でいちばん痛みを感じることになる人物である。

11番(ジョージ・ヴォスコヴェック)

ヨーロッパの戦乱を逃れてアメリカに来た男。英語を母国語としない人種独特の話し方を。卑下し謙遜し、まるでまわりの人間の召使いのように振舞う。ひどい不正に迫害され、苦しんできた経験から、真剣に正義を求めている。

- ドラマの中盤で、陪審制度における評議の重要性を民主主義の視点から補強する。8番とともにこの映画が議論を中心に構成されていることの意味を観客に確認させる役割をはたしている。

### 3. 話し合いによる学び

8番がひとり無罪を主張したことによって、みんなの思惑とは裏腹に、簡単に評決が下せなくなった。「どうする?」「何をしたい」と、早く評議を終えて野球の試合を見に行きたい7番のうんざりしたような発言を受けて、8番が「話し合う」「話したい」と言う。その理由はこうだ。

11人が有罪だ  
私が賛成したら 簡単に死刑が決まる  
気を変えろとは言わん  
ただ 人の生死を 5分で決めて 間違ったら?  
1時間かけよう ナイターは8時だ

これに9番が「喜んで付き合う」とひとり同意して、陪審員長の1番を進行役として話し合いが始まる。この時点で、時間をかけて話し合うということに前向きであったのは、8番と9番の2人だけである。第1級殺人の裁判において、まさに「人の生死」がかかっている陪審員室でのこの状況に、観客は腹立たしく思うとともに、8番の主張を応援したい気持ちになる。そして、主人公とおぼしき「物静かで、思慮深く、おだやかな男」の示した強い意志から、映画の結末は少年が無罪になるだろうことを確信し、有罪と思っている陪審員たちがどのように転向していくのかという興味がかきおこされ、これからつづく議論だけのドラマに観客は期待と心構えができるようになる。

「まあ 聞いて欲しい」と被告少年の「ひどい人生」を確認し、「惨めな18年だった 少しは討論してやろう」という8番の重ねての主張から、彼を説得すべく番号順に意見を述べることになり、本格的に話し合いに入る。しかし、例えば2番が「その・・・言葉にするのは難しいんですが でも有罪だと思っ 明らかです その逆は立証できなかった」と発言し、8番から「立証責任は検察側だけにある」と指摘されたり、5番は「パスしてもいい?」と発言を躊躇しているように、うまく議論が進行するわけではない。また、評議の進め方でもめたあげく、陪審員長1番がむくれて横を向いてしまうシーンもある。「普通の人たち」が、自分の意見を論理的に語るむずかしさは、洋の東西を問わないのだ。ともすると、「話し合い」は感情のぶつけ合いになり、何かを見つけ出す生産的なものにならず、感情のこじれをまねき、争いにもなりかねない。中盤、激高した3番の発言により、陪審員室は騒然となる。そのとき、ヨーロッパからの移民という設定の11番が、アメリカの陪審員制度について、「英語を母国語としない」ため、言葉をひねり出すように演説する。

こんな争いのために 集まったわけじゃない  
我々には責任がある  
これが 実は 民主主義の素晴らしい所だ  
つまり 何と云えばいいのか  
通告だ 郵便で通告を受けると  
みんながここへ集まって -  
全く知らない人間の 有罪 無罪を決める  
この評決で 私たちには損も得もない  
この国が強い理由は ここにある  
だから 個人的な感情は 抑えたほうがいい

この演説で陪審員室は静まり、その直後の12番からでたジョークに引き継がれ、全員に冷静さが取り戻される。アメリカ人が誇る民主主義と力を移民から指摘されることになるのだ。

また、次第に各証言の曖昧さが明らかになってきて、有罪派無罪派の形勢が6対6と拮抗するようになると、どちらかに決着させて早く野球に行きたい7番が「面倒くさいから 無罪に転向だ」と言い出す。11番はその態度を責め「無罪に投票したければ 無罪を確信してからにしろ 有罪なら有罪でいい 正しいと思うことをしろ」と迫る。「どっちだ」「なぜ」「理由を言う義務がある」と重ねて問いつめ、「有罪とは思えないから」といわせる。この後の投票で、9対3と一気に無罪派が逆転する。

話し合いでは、自分の正義を論理的に主張すること、あるいは論理に解きほぐされない内面の感情を素直に吐露することが大切であることを確認させている。いずれにせよ語らなければならないのだ。1人の語りがもう1人の気づきを生む。そうして議論は深められる。この映画はそうした語りの言葉の重要性を延々と訴えかけている。そのことを、残された有罪派3人が無罪に同意することになる結末で、観客は納得することになる。

4番は残された有罪派唯一の論理派であり、それゆえに、9番の決定的な発見から、女性証人の目撃証言に信憑性がないことが証明されるとあっさりと無罪に転向する。結局、スラムへの偏見(3番)を持っていたり、息子との確執(3番)をこの裁判に重ねているふたりが、理屈ではなく感情の部分で有罪に固執する。このふたりが無罪を認めることは、自分自身の内面を見つめ非を認めることであり、学習を変化することであると考えれば(岡田,p.15) 成人にとって最も変わることがむずかしい部分であることを示している。

ところで、語ることの重要性を確認させるこの映画は、逆に陪審員に求められる守秘義務という「語ってはならない」約束を前提にしている。この逆説はおとなの学習を考える際に確認されておくべき事実である。話し合いの学習は、話してはならないことを抱えていくことでもあるのだ。とくに社会的に影響の大きい裁判の場合、「語ってはならない」ことのプレッシャー

は大きい。わが国の裁判員制度の導入においても、市井の人びとが公的な秘密を背負っていくという視点から考察されることは必要であろう。

#### 4. 意識変容のむずかしさ

有罪派として残されるふたり(3番と10番)の変容過程を見ていこう。

まず、10番はスラムに対して地域的な偏見を持っている。8番ひとりが無罪を主張し話し合いを求めたとき、10番はこう言う。

我々は やつに 何の借りもない  
公正な裁判も受けさせた  
それだけでも やつは幸せさ  
おれたち立派な大人が 事実を聞いたんだ  
それでも やつを信じろと言うのか?  
おれは長年 ああいう連中と 暮らして よく分かっている  
ウソつきなんだ

その後、証言の信憑性の議論において、おなじスラムに住む女性の目撃証言を支持する10番に対して、8番が「質問したい なぜ女性の話を信じる? 彼女も“連中”の1人だ」とやりこめるシーンがある。偏見や感情をもとづく主張は、いくら論理の衣を着せてもほころびがあることを指摘してる。

終盤になって、9対3と無罪派の優勢になってきたときに、焦った10番は自分の中にある偏見をさらけ出してしまふ。

分かっておらんな  
細かいことなんか 何の意味もない  
みんなも あの少年を見たらう  
あのナイフや映画の 作り話を信じるのか  
連中は生まれつきウソつきだ  
第一 真実とは何か 知らんのだ  
しかも 連中は 殺人に理由など要らんのだ

ここで、自分もスラム出身であったという出自をすでに明らかにしている5番が、聞くに堪えないというように資料を机にたたきつけて席を立ち10番に背を向ける。10番の偏見に満ちた



演説がつづく、9番、11番、8番、2番、6番、1番、12番と、8人が順々に立ち上がり、背を向けて机を囲むようになる。10番は無言の抵抗にぶつかるのだ。

「いいかい つまり・・・ 頼む 聞いてくれ」と狼狽する10番に、同じ有罪派の4番が「聞いたよ 座って二度と口を開くな」とだめを押す。日本語字幕にはないが、英語字幕では「I'm telling you.」とつぶやきながら、10番はよろよろと部屋の隅に置かれた小さな机に座り呆然とする。ひとり、ふたりと席に戻ってきたところで、8番が「個人的な偏見を排除するのはいつも難しい しかも 偏見は 真実を曇らせる」と沈黙した場を引き取って発言する。

その後、最後に残されていた有罪派に有利な目撃証言についての議論で、それが「余にも弱い証拠だ」(2番)ということを含めて皆が確信した。8番はここぞとばかりに立ち上がり、有罪と無罪の間で揺れ動いている12番と、10番、3番、4番の順にひとりひとり意思を確認して回る。ひとり離れた机に向かっている10番のイスの背もたれに手をかけて、「有罪だ?」と質問する8番に、10番は無言で首を横に振る。

10番のスラムに対する偏見の言葉は、観客にとっても聞くに堪えないものであり、不愉快なものであるが、この一連のシーンで、10番の苦悩の末の意識変容は見るものに同情させるところもある。観客が自分自身の日常意識の奥底にある10番と同じ感情に気づかされるのだ。

次に、有罪派として最後に残る3番が「無罪だ 無罪だよ」と声を絞り出すまでの過程は、同じように苦悩に満ちている。

3番は評議の出発点から、自分と息子との確執を隠していない。8番ひとりが無罪を主張していたときに、彼を説得するために3番は8番に近づき、親子ふたりが写った写真を持って見せながら次のように話しかけている。

近ごろの子供は なっとらん  
おれなんか おやじに敬語を使った  
今そんな子供を見るかい? (8番: 父親は軽く見られている)  
子供はいる? (8番: 3人)  
おれには1人  
22歳だよ  
9つの時 ケンカから逃げた  
それを見て 胸がむかついた  
言ってやった お前を男に たたき直してやると  
鍛えて男にした  
16の時 おれとケンカだ  
おれのあごを殴りやがった  
もう2年も会っていない  
子供なんて 苦勞のタネさ

こう言った後も席に戻らず、部屋の隅で自分と息子が写った写真を眺めている。この写真が映画のクライマックスの伏線になっている。そして陪審員全員が、3番が息子との間に確執を了解して評議を進めることになるのである。がっしりとした体つきの精力的な3番は、議論のなかで、たびたび大きな声で威圧的に有罪説を主張し、有罪派をリードする。主演のヘンリー・フォンダに対して、3番を演じるリー・J・コップが助演男優の位置づけになっている。

8番による意思確認で、有罪であることを理論的に主張してきた4番も「確信したよ 無罪だと」と答え、とうとう有罪を主張するのは3番ひとりになってしまう。「それでどうする？」と聞き直り、「1人だけでも 権利がある」と言い放つ3番。「その通り」と受け流す8番。陪審員みんなが3番を見つめている。3番が自分の主張に行き詰まり、被告人の少年と息子をダブらせていることをみんながわかっている。他の陪審員が見つめる視線は、3番がどのように「落ちる」かを、待つまなざしである。観客も同じまなざしで、この後の3番の言動を見つめることになる。

「あくまでも有罪だ」と言いつつの3番に、8番は「主張をどうぞ」「納得できない もう一度 主張を 時間は十分にある」と追い込むようにたたみかけていく。このときの8番の冷静な口調と3番を見据える冷たい目は、厳しい。だれの目にも窮地にあることが分かる3番に、妥協を許さず語らせるこのクライマックスのシーンは、議論というものの激しさを感じさせる。

3番はすでに信憑性が否定された証拠や証言を繰り返すしかなく、そのことにいらだっている。「おれは事実をすべて 書いておいた ここにな」とポケットから手帳を出そうとして、写真が机の上に落ちる。彼が息子の肩を抱いて笑って写っている例の写真である。

「何とか言えよ！」とみんなを睨め回す3番に、だれも答えず、ただ彼を見つめている。とうとう3番は机の上の写真にむかって「ドラ息子め この親不孝が！」と叫び、写真を破り机に泣き崩れる。腕に顔を埋めて「無罪だ 無罪だよ」とつぶやいたところで、評議は終了する。

順次部屋を出始めて、陪審員室が3番と8番だけになり、8番が何も言わず3番の上着をとって上着を着せてやるころは、戦い済んで遺恨を残さない議論のルールを示しているかのようだ。

10番の演説(みんなが背を向けて机を囲む)と3番の独演は映画『十二人の怒れる男』の名場面となっている。

かくも人間は自分の非を認めることが難しい。それが感覚や感情に根ざしている場合はとくにそうである。長い人生の中で内面化させてきた意識や、肉親との間で醸成されてきたコンプレックスは容易に解けない。痛みを伴うことなくしては、

## 5. 教材としての映画作品

ここまで映画が生涯学習の教材となる可能性を、『十二人の怒れる男』のストーリーをたどりながら例示してきた。台詞を書き起こしながら繰り返しこの映画をみて、改めて映画には豊かな学習の資源が含まれていると思う。

なぜ映画なのかも含めて、生涯学習教材としての映画についてまとめておきたい。

まず、こんにち映画作品には触れやすくなっている。昔はロードショーを見逃せば、名作劇場でのリバイバル上映を待つが、「テレビ落ち」を期待するしかなかった。ところがいまや、レンタル店が普及し品揃えも豊富になってきている。また名作がDVDメディアで廉価に販売されるようになってきている。さらにはオンデマンド型の電波による作品の視聴が今後急速に促進されるだろう。見たい映画を見たいときに見られるようになってきている。教材として入手しやすい。

また、映画(とりわけ名作とよばれる映画)は、その内容に登場人物や背景としての社会描写の中に、作者の問題意識が凝縮されている。それはいま解決が迫られている問題と共通の糸口をもつ可能性があるし、問題発見の契機ともなりうる。映画は文学作品や研究労作と同じように、制作者の時間と労力がかかけられているのである。もちろん駄作や作者の主張自体に偏見を含んだものもあるだろうが、それゆえに興行上の宣伝文句や試写をもとにした採点ばかりでなく、教育の視点からの解釈を加えていく必要はある。

本来的には作品として楽しく鑑賞するという行為が先行する。いい作品であれば共通の話題となる可能性も大きい。入手しやすいことから友人や知人から薦められ、問題が共有されることがありうるし、多様な解釈が可能で、作品を通じて意見のやりとりができる。

そして、当たり前のことであるが映像で提示されるという点が、映画教材の特徴である。本稿で取り上げた『十二人の怒れる男』のような法廷劇は、語られる言葉とその論理性に学びのポイントがあるが、映像描写が持つ力は、動画において重要視される場所である。語りとは別の、表情や情景の中にこそ学びの材料はあると言える。『十二人の怒れる男』においても、言葉にせざとも誰もがわかるという描写の妙が冴えるところがある。最後のシーンで、3番に対して「ここで裁かれているのは被告なんです。あなたの息子ではない」とは誰も言わなかった(8)。わかり切っている、否、わかるようにそこまで作られているからである。こんなことを考えるのも映画を教材とする楽しみではないだろうか。

## 注

- (1) ヘンリー・フォンダ/レジナルド・ローズ制作、シドニー・ルメット監督、レジナルド・ローズ脚本、『十二人の怒れる男』20世紀フォックス・ホーム・エンターテイメント・ジャパン、DVD、96分、進藤光太字幕翻訳。

- (2) 岡田裕制作、中原俊監督、三谷幸喜と東京サンシャインボーイズ脚本、塩見三省/豊川悦司ほか出演『12人の優しい日本人』ジェネオン・エンタテインメント、DVD、113分。
- (3) 内閣府大臣官房政府広報室作成のホームページ「裁判員制度に関する世論調査」参照(2006年3月1日)、<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-saiban/>
- (4) 例えば、山口市にある図書館・ホール・美術館などの複合施設、山口情報芸術センターでは、2005年10月7日に裁判員制度講演会と平行して『十二人の怒れる男』を3日間にわたって有料上演した。<http://www.ycam.jp/>
- (5) 最高裁判所制作のホームページ「裁判員の仕事や役割」参照(2006年3月1日)、[http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/work\\_and\\_role.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/work_and_role.html)
- (6) 日本弁護士連合会制作のホームページ「戦前の陪審員制度」参照(2006年3月1日)、[http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen\\_judge/senzen.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/senzen.html)
- (7) 本論で引用する『十二人の怒れる男』の台詞は、進藤光太による字幕翻訳を用いる。わが国では外国映画の劇場上映の際には吹き替えではなく字幕スーパーが一般的であり、学習の教材として映画を取り扱う場合、字幕を含めて確立した作品(共通のテキスト)と考えたいからである。
- (8) 注(2)にあげた『12人の優しい日本人』では、最後のシーンで「ここで裁かれているのは被告なんです。あなたの奥さんではない」と陪審員11号(『怒れる』における8番に相当する配役)の豊川悦司に言わせている。楽しくよくできた作品であるが、この一点において『怒れる』に及ばないと思うが。

#### 参考文献

- 足立節子(2000)「『十二人の怒れる男』と『十二人の優しい日本人』」、『工学院大学共通課程研究論叢』(通号 37-2)、2000、93~104頁。
- 飯島正(1959)「シドニイ・ルメットと『十二人の怒れる男』」、『映画評論』16(6)、76-80頁。
- 芳賀馨(1992)「Reginald Rose, Twelve Angry Men の構成 - テレビ・映画・舞台 - 」、『現代アメリカ文学研究』開文社出版、203-225頁。
- 岡田龍樹(2000)「成人の意図的变化と援助資源」、『天理大学生涯教育専攻研究室『生涯教育研究』、第4号、15-30頁。
- 平原日出夫(1986)「共同体のドラマツルギー - テレビ告発劇の考察 - 」、『NHK放送文化研究年報』No.31、47-68頁。
- 三井誠ほか(2004)「〔座談会〕裁判員制度をめぐって」、『ジュリスト』(特集：裁判員制度の導入)no.1268、6-48。

宗藤悦子(2000)「『十二人の怒れる男たち』を読む - 英米文化研究の授業から - 」

『いわき明星大学人文学部研究紀要』第13号、43-58頁。

Reginald Rose(1995)、芳賀馨ほか注、『Twelve Angry Men』開文社出版英文選書 348。

レジナルド・ローズ(1979)、額田やえ子訳『十二人の怒れる男』劇書房。

『社会教育』編集部(2005)「今月号のキーノート」、『社会教育』(特集：裁判員制度と社会教育) vol.60、no.11、通巻713号。